第四章　温度基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

第一款　基準ガラス製温度計

（表記）

第百十一条　基準ガラス製温度計の主な目盛線には、その表す温度の値が表記されていなければならない。

（目盛標識）

第百十二条　基準ガラス製温度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2　基準ガラス製温度計の目盛線は、その中心線によって温度を表すように付されていなければならない。

3　基準ガラス製温度計の目盛線は、その太さが目幅の五分の一以下でなければならない。

4　基準ガラス製温度計の目盛線は、基準ガラス製温度計を鉛直の状態にし、かつ、感温液の液面の位置までその目盛線が表す温度に保ったときに、その位置によって付されていなければならない。

5　基準ガラス製温度計は、零下五十六度から三百六十五度までのうち、一定の範囲の温度を表す目盛線が付されたものであって、かつ、零度の温度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

6　基準ガラス製温度計は、零度の温度を表す目盛線の上下に、その目盛線に連続して、当該基準ガラス製温度計の最小の目量の目盛線が三本以上ずつ付されたものでなければならない。

7　基準ガラス製温度計の目幅は、棒状の基準ガラス製温度計にあっては〇・五ミリメートル以上、二重管の基準ガラス製温度計にあっては〇・四ミリメートル以上でなければならない。

第百十二条の二　基準ガラス製温度計のうち、感温液が水銀又は水銀アマルガム（以下この章において「水銀等」という。）であるもの（以下この章において「基準水銀温度計」という。）の目盛線は、液面の最上部による示度により付されていなければならない。

2　基準水銀温度計は、最小の目量が〇・〇五度、〇・一度、〇・二度、〇・五度又は一度のものでなければならない。

第百十二条の三　基準ガラス製温度計であって、感温液が水銀等以外の液体であるもの（以下この章において「基準液体温度計」という。）の目盛線は、液面の最下部による示度により付されていなければならない。

2　基準液体温度計は、目量が〇・五度又は一度のものでなければならない。

（材質）

第百十三条　基準ガラス製温度計に使用されているガラスは、アルカリが遊離し難く、かつ、経年変化をし難いものでなければならない。

第百十四条　基準水銀温度計に封入されている水銀等は、不純物を含有していないものでなければならない。

（機構及び作用）

第百十五条　基準ガラス製温度計のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであってはならない。

2　基準ガラス製温度計のガラスの部分の長さは、七十センチメートル以下でなければならない。

3　基準ガラス製温度計の形状は、直線状でなければならない。

4　基準ガラス製温度計は、浸線（計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線その他のものをいう。）が付されたものであってはならない。

第四章　温度基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

第一款　通則

（表記）

第百十一条　温度基準器の主な目盛線には、その表す温度の値が表記されていなければならない。

（目盛標識）

第百十二条　温度基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2　温度基準器の目盛線は、その中心線によって温度を表すように付されていなければならない。

3　温度基準器の目盛線は、その太さが目幅の五分の一以下でなければならない。

4　温度基準器の目盛線は、温度基準器を鉛直の状態にし、かつ、感温液の液面の位置までその目盛線が表す温度に保ったときに、その位置によって付されていなければならない。

5　温度基準器の目盛線は、感温液が水銀又は水銀アマルガム（以下「水銀等」という。）であるときは、液面の最上部による示度により付されていなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

（材質）

第百十三条　温度基準器に使用されているガラスは、アルカリが遊離し難く、かつ、経年変化をし難いものでなければならない。

第百十四条　感温液が水銀等である温度基準器（以下この章において「基準水銀温度計」という。）に封入されている水銀等は、不純物を含有していないものでなければならない。

（機構）

第百十五条　温度基準器のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであってはならない。

2　温度基準器のガラスの部分の長さは、七十センチメートル以下でなければならない。

3　温度基準器の形状は、直線状でなければならない。

4　温度基準器は、浸線（計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線その他のものをいう。）が付されたものであってはならない。